

ご存知ですか 国民年金の学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。所得の少ない学生には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。過去2年分まで遡って申請できますので、詳細は、お問い合わせください。
【問合せ】国保年金課国民年金係 ☎5608-6130

願書を配布しています 製菓衛生師・調理師試験

【試験日】▶製菓衛生師=6月9日(土) ▶調理師=10月13日(土)【願書配布期間/配布場所】▶製菓衛生師=5月1日(火)まで ▶調理師=5月14日(月)~6月25日(月)/生活衛生課(区役所5階)、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)【問合せ】生活衛生課食品衛生係 ☎5608-6943

すみだ郷土文化資料館の 地元ボランティアによる展示解説

【とき】▶個人=第2・第3日曜日午後1時~4時 ▶団体(20人以上)=事前申込みにより決定【申込み】▶個人=当日直接会場へ ▶団体=展示解説を希望する日の1か月前までに電話で問合せ先へ【問合せ】すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5) ☎5619-7034

介護保険料等が改定されました 介護保険制度

■高齢者福祉総合計画等の策定
昨年6月に介護保険法が改正されたことを受け、平成30年度~32年度における区の高齢者福祉施策の方向性や事業内容を示した「墨田区高齢者福祉総合計画」と「第7期介護保険事業計画」を一体的に策定しました。

主な内容は、介護報酬の改定による自己負担額の変更、介護保険料の改定、「介護医療院」の創設、「共生型サービス」の創設などです。また、今年の8月からは、65歳以上で2割負担となる特に所得の高い方の利用者負担割合が3割になります。10月からは福祉用具貸与について適正価格が公表されます。自己負担額の変更内容については、ケアマネジャーまたは介護サービス事業者にお問い合わせください。

この計画書は、高齢者福祉課(区役所4階)、介護保険課(区役所4階)、区民情報コーナー(区役所1階)、区ホームページでご覧になれます。

■介護保険料基準額の改定

30年度~32年度における第1号被保険者の所得段階と介護保険料は、右表のとおりです。

今回策定した事業計画では、介護保険サービス利用者数の増加等により、30年度~32年度にかけて介護保険給付費総額が毎年度10億円以上増加する見込みとなったことや、介護報酬の改定が行われることに伴い、保険料が大幅に上昇する試算となりました。そこで、介護給付費準備基金の一部を取り崩し、保険料の上昇抑制に努めましたが、今期の介護保険料基準額は、月額で前期の5400円から6480円へと増額になりました。

区では、所得の少ない方への負担が少しでも軽減されるよう、所得段階を13段階制から15段階制に変更し、年度ごとの所得変化による保険料の変動を緩和しました。

■30年度の介護保険料の「仮算定通知」

30年度の介護保険料について、「介護保険料通知書(仮算定通知)」を、65歳以上の全ての方にお送りしました。

公的年金からの特別徴収の方には4月・6月・8月分の保険料額を、普通徴収(納付書・口座振替での支払)の方には4月分~6月分の保険料額をお知らせしています。なお、特別徴収の方の6

月・8月分の保険料額については、年間を通して平均的に納めていただくための調整を行っています。

今回通知した保険料額は、30年度の住民税が未確定のため、29年度の住民税課税状況等を基に下表の所得段階区分で仮算定したものです。30年度の住民税等を基に再計算した1年間分の保険料の決定通知書は、7月にお送りします。

■世帯全員が住民税非課税の方に対する保険料の減額制度

【対象】世帯全員が住民税非課税で、次の全ての要件を満たす方▶本算定後の保険料の所得段階が第2段階または第3段階である▶世帯の前年収入合計額が120万円以下である(世帯人数2人目以降は、1人増えるごとに50万円を加算した額)▶別世帯の住民税課税者と生計を共にしておらず扶養も受けていない▶世帯全員の預貯金等の合計が200万円以下である▶居住用以外の

土地・建物を有していない▶申請月の前月までの保険料を滞納していない【減額内容】現年度において第2段階または第3段階に属する方の保険料額を第1段階相当額に減額 *申請月より前の減額は不可

■災害等で納付が困難な方への保険料の負担軽減制度

災害などの特別な事情により生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方は、徴収猶予や減免を受けられる場合があります。詳細は、お問い合わせください。

【問合せ】▶計画について=介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924 ▶介護報酬について=介護保険課給付・事業者指導担当 ☎5608-6149 ▶保険料について=介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937

第1号被保険者の介護保険料(平成30年度~32年度)

所得段階	保険料(年額)	対象	
第1段階	3万4992円	▶老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ▶世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方 ▶生活保護を受けている方 ▶「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方	
第2段階	4万8600円	世帯全員が住民税非課税の方	
第3段階	5万8320円		公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円を超える方
第4段階	6万8040円	本人が住民税非課税の方	
第5段階(基準額)	7万7760円		公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円を超え、世帯内に住民税課税者がいる方
第6段階	8万7480円	本人が住民税課税の方	
第7段階	9万7200円		合計所得金額が125万円未満の方
第8段階	11万6640円		合計所得金額が125万円以上190万円未満の方
第9段階	12万8304円		合計所得金額が190万円以上250万円未満の方
第10段階	14万3856円		合計所得金額が250万円以上350万円未満の方
第11段階	17万8848円		合計所得金額が350万円以上500万円未満の方
第12段階	19万8288円		合計所得金額が500万円以上750万円未満の方
第13段階	21万7728円		合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方
第14段階	24万1056円		合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方
第15段階	26万4384円	合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	
		合計所得金額が2000万円以上の方	

講座・教室・催し

内=内容 種=種別 対=対象 定=定員 費=費用 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
暮らし	建築・住まいの無料相談	4月20日(金)午後1時~4時 *毎月第3金曜日に開催(8月・9月を除く)	区役所1階アトリウム	内 一般社団法人東京都建築士事務所協会墨田支部の所属建築士による、建築全般に関する相談の受け付け 申 当日直接会場へ 問 建築指導課構造担当 ☎5608-1307
	すみだスマイルLIVE!!	4月20日(金)午後7時~9時	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)	内 「すみだ」と「スマイル」をテーマとするお笑いライブ 定 先着60人 費 500円 *18歳以下は無料 申 当日直接会場へ 問 みどりコミュニティセンター ☎5600-5811

☎=電話 FAX=ファックス ㊚=Eメール 🌐=ホームページアドレス

広告 フジコ・ヘミングコンサート 平成30年7月1日(日) 昭和女子大学 人見記念講堂 開場14時 開演15時 ☎0120-00-5099 青葉ピアノ/ラ・カンパネッラ